

多治見市土地開発基準等の一部改正について（パブリックコメント）

1 結論

令和7年4月に岐阜県宅地開発指導要領の改正や各課の基準の見直しに伴い、開発指導要綱、市土地開発基準及び雨水流出抑制施設設置要綱を改正するもの。

2 改正の内容

（1）土地開発基準の改正について

- ①岐阜県宅地開発指導要領の改正に伴い、排水施設に関する降雨強度を改正する。
- ②「第2 公共施設 1 道路」の（5）注14を削除する。
- ③各課意見
 - 1) 緑化公園課
 - ・「公園、広場及び緑地」の児童遊園等の誘致距離を80mから250mに緩和する。（庁議済）
 - ・児童遊園の誘致距離の緩和に伴い、（5）注3を削除する。
 - 2) 三の倉センター
 - ・「一般廃棄物及び資源集積施設」の戸建住宅に資源集積施設の設置を追加する。
 - 3) 道路河川課
 - ・「道路の構造」について市が発注する道路工事と同等レベルの基準にする。
 - ・「橋梁設計」を追加する。

（2）多治見市土地開発指導要綱の改正について

- ①各課意見
 - 1) 道路河川課・緑化公園課
 - ・「別表 移管の内容」について道路や公園等の移管時期を短縮
改正前）検査済証交付後の1か年後又は2か年後再検査し、手直しのうえ市に移管する。
改正後）検査済証交付前に市に移管する。2年以内に発生した不良箇所は補修する。
（交通安全施設は検査済証交付前に市に移管する。2年以内の補修はなし。）

（3）多治見市雨水流出抑制施設設置要綱の改正について

- ①第3条の対象面積について上限（10,000㎡未満）を撤廃する。

3. 今後のスケジュール

- R 7. 1 1 月 政策会議
- R 7. 1 2 月 改正案のパブリックコメント
- R 8. 2 月 公布・事業者への周知
- R 8. 4 月 施行